東京都社会福祉審議会委員応募要領

1 趣旨

東京都社会福祉審議会(以下「審議会」という。)は、社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査・審議することを目的とする知事の附属機関です。 このたび、審議会の運営に広く都民の意見を反映させるために、審議会委員の一部を都民から公募します。

2 公募委員数

3名程度

3 応募できる方

次の全ての条件を満たす方

- (1) 都内に住所を有する満18歳以上の方(令和8年4月1日現在)。ただし、公務員を除きます。
- (2) 年間数回程度開催される審議会に出席できる方

※審議会は都庁内会議室で開催するほか、オンラインで開催する場合もございます。オンライン開催の場合は、御自身でインターネット環境を整えていただき、御参加いただきますようお願いいたします。

4 応募方法

- (1) 応募に際して提出していただくもの
 - ・応募申込書(郵送で提出いただく場合のみ)
 - 「応募動機及びこれからの社会福祉のあり方」をテーマとする600字から800字までの作文(電子申請の場合は、Windows 対応のWord 文書 (Microsoft Word) 又はテキスト文書)

※提出された作文等はお返しいたしませんので御了承ください。

(2) 提出方法及び締切り

令和7年12月22日(月曜日)まで(必着)に、郵送または電子申請(LoGoフォーム)により、下記担当宛てに提出してください。

(3) 選考

福祉局に設置する公募委員審査会において、一次審査(書類)を行い、一次審査通過者に対して二次審査(面接)を行います。なお、審査結果については、令和8年2月頃に郵送で通知します。

5 委員報酬

都が規定する委員報酬額

6 業務内容

社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査・審議していただきます。

7 委員の任期

令和8年4月1日から3年間

(担当) 東京都福祉局企画部企画政策課

住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 03-5388-3950

メールアドレス S1140201@section.metro.tokyo.jp